

令和3年第4回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月26日(月)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題
 - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
 - 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5) 議案第5号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
 - 6) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 - 7) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
 - 8) 専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 13名

1番	増 山 貞 男 君	2番	倉 持 登 君
3番	中 村 明 君	4番	小 島 一 男 君
5番	張ヶ谷 一 郎 君	6番	青 木 徹 雄 君
8番	坂 路 誠 君	9番	青 木 邦 夫 君
10番	大 島 かづ子 君	11番	小 島 キヨ子 君
12番	戸 賀 崎 邦 雄 君	13番	後 藤 勇 君
14番	高 崎 勇 君		

欠席委員 1名

7番 鈴 木 豊 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 な し

欠席委員 12名

1番 鈴 木 徳 男 君 2番 井 上 清 一 君

3番	山	崎	松	男	君	4番	今	野	秀	明	君
5番	白	石	守	利	君	6番	濱	田		茂	君
7番	松	田	英	雄	君	8番	細	井	純	一	君
9番	上	原	勝	正	君	10番	川	島	広	伸	君
11番	加	藤		互	君	12番	上	原	一	夫	君

事務局

事務局長	田	原	和	明
書記	杉	江	一	真

書記	小	林	照	敦
----	---	---	---	---

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。今日は〇〇委員が他の会議と重なっているということで欠席とのご連絡をいただいております。

杉戸町もコロナ患者が130名という報告を県からいただいております、予断を許さない状況でございます。今日は推進委員さんには欠席をいただいて、農業委員さん、コロナ対策をした中で慎重審議ご議論していただきたいと考えてございます。

それでは、会長の挨拶、よろしく申し上げます。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。皆さんそろそろ代かきの準備とか田植とかということで忙しいところでございますが、農業委員会総会にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

年度初めということで、本来であれば推進委員さんも入れてやりたかったのですが、私も事務局長にお願いもしまして、コロナがまだ依然として増加傾向にあるということで、推進委員さんには欠席ということで、農業委員さんには議案のほうを参加してもらって関係で全員集まっていたいただいわけでございます。いずれにいたしましても、新年度ということでございますので、新年度よろしくお願いを申し上げたいと思います。

話まとまりませんが、挨拶に代えます。よろしく申し上げます。

○局長 ありがとうございます。

役場の体制でございますけれども、新年度1名で、ここにもありますけれども、異動があったのですけれども、それ以外は昨年同様ということで、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、〇〇会長の進行の下、議題に移りたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

◎議案第1号

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字並塚字丸田〇〇〇〇番、畑、185㎡。譲渡人、並塚、〇〇〇〇。譲受人、並塚、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては、〇〇〇氏が185㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約200メートルでございます。場所につきましては、大字並塚地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員2番 それでは、調査報告申し上げます。

4月15日10時頃、あと18日、同じ時間帯に譲受人の〇〇さん、譲渡人の〇〇さんに伺いまして、話を聞いてまいりました。現在の畑の状況ですが、〇〇〇〇さんの土地が道路側に面して前面にあるわけですが、その奥に〇〇〇〇さんの土地があります。農作業をする際、〇〇さんはやるたびに〇〇さんに了解を得て農作業をやるような状態であり

ます。この土地につきましては、道路に農業機械が入るような余地がないために、〇〇さんと度々話し合いを設けまして、それで今回合意に至りました。〇〇さんをお願いしたいということで、〇〇さんにも現場の状況を確認していただきまして、この申請に至ったわけでございます。〇〇さんも農家を若干やっているのですが、今まではその畑があまりにも狭かったために、また〇〇さんの土地を譲り受けることで、農業機械の出入りも容易にできるのではないかとということで、今回合意になったわけであります。これにより〇〇〇〇さんの土地も畑も管理しやすくなったということでありますので、ご報告申し上げます。

それで、先ほど事務局のほうから説明があったとおりでございます。5項目においても問題ないと思われまますので、審議のほどをよろしく願いいたします。

以上であります。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

このナンバー1につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー2—1から2—6、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2—1、大字倉松字天神広町〇〇〇番、田、1,246㎡、ナンバー2—2、同じく〇〇〇番、田、998㎡、ナンバー2—3、同じく字雷電〇〇〇番、田、720㎡、ナンバー2—4、同じく字井戸田〇〇〇番〇、田、34㎡、ナンバー2—5、同じく〇〇〇番〇、田、284㎡、ナンバー2—6、同じく〇〇〇番〇、田、1.25㎡、合計3,283.25㎡。譲渡人、倉松2丁目、〇〇〇〇。譲受人、倉松3丁目、〇〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2—1から2—6につきましては、〇〇〇氏が3,283.25㎡を取得するものでございます。〇〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約500メートルでございます。場所につきましては、大字倉松地内の〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査報告を〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 それでは、報告をさせていただきます。

去る20日の午前中でございますが、譲渡人、〇〇〇〇さん宅を、さらに譲受人、〇〇〇〇〇さん宅をそれぞれ訪問しましてお話を伺ってまいりました。所在土地につきましては、8年ほど前からほかの人に作付をお願いしてきたという状況でございます。昨年10月に親が亡くなったということで、相続を受けたものでございますが、今後保有していくのが非常に不可能という状況でございます。そういうことから処分を考えまして、不動産業者にお願いをしていたというところでございます。このたび不動産業者から転売の話があったということで売却することとしたということです。

一方の譲受人でございますが、譲渡人の一部の土地を耕作していたということから、土地処分の話が持ち上がりま

して、購入することに至ったということでございます。

以上、〇〇〇〇さんもお一人でございますが、非常にこの倉松地内をあちこち回っているいろいろ耕作しているという状況でございます。

調査5項目については特にございませんので、以上よろしくご審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第1号、2—1から2—6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第1号のナンバー3、ナンバー4、関連がございますので、一括上程をします。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー3、高野台南5丁目〇番〇、畑、642㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇（持分2分の1）、同じく下高野、〇〇〇〇（持分2分の1）。譲受人、下高野、〇〇〇〇。面積〇〇アール。労力〇人。取得理由、財産整理。

続きまして、ナンバー4、高野台南5丁目〇番〇、畑、643㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇（持分2分の1）、同じく下高野、〇〇〇〇（持分2分の1）。譲受人、下高野、〇〇〇〇。面積〇〇アール。労力〇人。取得理由、財産整理。

ナンバー3及びナンバー4につきましては、〇〇〇〇氏が642㎡、〇〇〇〇氏が643㎡をそれぞれ持分財産の整理をするために取得をするものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約2キロメートルでございます。場所につきましては、高野台南5丁目地内の〇〇〇〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ナンバー3、ナンバー4を一括して〇〇委員、調査報告をお願いします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、4月17日午前中、現地を確認してきました。同じく4月17日午後、譲受人の〇〇〇〇さんに確認しました。ここは相続により共有名義でありました高野台南の畑を2分の1ずつの持分としたそうです。この近辺はもうほとんど住宅地となっていて、畑はこの方の〇〇さんのところぐらいかなという感じになっています。

調査5項目につきましては問題ございませんでした。

以上で報告を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

続きまして、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1から1—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字北蓮沼字照市〇〇〇番〇、畑、52㎡。ナンバー1—2、大字才羽字南米野谷〇番〇、畑293㎡、合計345㎡。申請人、北蓮沼、〇〇〇〇。転用目的、農家住宅敷地。

ナンバー1—1から1—2につきましては、農振農用地区域ではございますが、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で農家住宅敷地として利用されていることが県春日部農林振興センターより確認されましたので、追認により当初除外が認められます。また、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。場所につきましては、大字北蓮沼地内の〇〇〇〇〇〇〇〇東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を〇〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 調査報告をいたします。

4月19日に〇〇さん宅をお伺いしまして、今宅地になっているところなのですけれども、全部北蓮沼と才羽とのちよど間なのです。それが畑だったということが分かったので、宅地に変更するということでした。

調査5項目については何の問題もございませんでした。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決いたします。

議案第2号、ナンバー1—1から1—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字木野川字向台〇〇〇番〇、畑、213㎡。譲渡人、宮前、〇〇〇〇。譲受人、狭山市、株式会社〇〇

続きまして、議案第3号、ナンバー4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー4、大字大塚〇〇〇番〇、畑、350㎡。使用貸人、北蓮沼、〇〇〇〇〇。使用借人、北蓮沼、〇〇〇〇〇、同じく北蓮沼、〇〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー4につきましては、使用借人である〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇氏が、自己用住宅を建築するために農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は農振農用区域内でございますが、除外手続が完了し、農地区分は第1種農地です。転用に当たり周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所については、大字大塚地内の〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を〇〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 調査依頼がありましたので、4月19日に現地を見てから、〇〇〇さんのお宅に訪問しました。〇〇〇さん夫婦は共働きなので、今〇〇〇さんの実家に同居してしまっていて、狭くなってきたので、また子供が3人いますので、住宅を建てたいと思って実家に相談したところ、近くに畑があるので、そこに建てることになったそうです。

そして、調査5項目に対しては何の問題もありませんでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第3号の5-1から5-5をやりたいのですが、関連がございますので、議案第4号の農用地利用集積計画の決定についてを先に事務局の説明をさせていただきます。続いて第3号の5-1から5-5を事務局で説明いたしますので、よろしくお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

利用権の設定を受ける者、株式会社〇〇〇〇。ナンバー1、大字大塚〇〇〇、田、1,354㎡。ナンバー2、同じく大字大塚〇〇〇、田、2,571㎡。ナンバー3、同じく大字大塚〇〇〇、田、2,457㎡。ナンバー4、同じく大字大塚〇〇〇-〇、田、1,841㎡。ナンバー5、同じく大字大塚〇〇〇-〇、田、670㎡。ナンバー1からナンバー5の合計8,893㎡。設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和3年5月1日から令和12年12月31日までの10年間。借賃、30キログラム相当。利用権を設定する者は越谷市、〇〇〇〇でございます。

こちらですが、新規参入する企業ということでございまして、私から簡単に新規農業経営の参入について始まった経緯をご説明させていただきます。

まず、こちら新規参入予定の株式会社〇〇〇〇につきましては、本社が栃木県下野市にございます。参入理由といたしましては、株式会社〇〇〇〇、借受人ですが、貸付人でありまして〇〇〇〇氏より農地を借り受け、農地改良後にブルーベリーを作付するために相談がございました。新規参入に伴いまして、こちら杉戸町の実績がございませんので、まずは営農計画書に関する資料を提出していただきました。

こちらの資料で提出頂いたものを簡単にお話いたしますが、大塚地内での参入目的といたしましては、農作物の必要性を感じ、杉戸町においてブルーベリーをはじめ、無農薬有機栽培にて安全な農作物の生産を行うためとのことです。また、収穫後の販売方法につきましては、インターネット販売を予定しているとのことです。労働者、構成員につきましては、現在〇名の予定です。それぞれの耕作者の農業実績につきましては、栃木県下野市や群馬県、埼玉県で耕作しておりまして、稲作、ネギ、トマト等の品目を耕作しているとのことです。

ブルーベリーの品目につきましては3つございまして、1つが北部ハイブッシュ種、2つ目が南部ハイブッシュ種、3つ目がラビットアイ種の3つを作付するとのことです。なお、〇〇〇〇のほうではブルーベリー協会の協力の下で講習会にも定期的に参加して栽培研修を取得されたとのことです。

書類内容につきましては、特に問題は、ございませんでした。利用権の説明については、以上でございます。

続いて、戻りまして議案第3号のナンバー5—1から5—5についてご報告いたします。

まず、ナンバー5—1、大字大塚〇〇〇番、田、1,354㎡。ナンバー5—2、同じく〇〇〇番、田、2,571㎡。ナンバー5—3、同じく〇〇〇番、田、2,457㎡。ナンバー5—4、同じく〇〇〇番〇、田、1,841㎡。ナンバー5—5、同じく〇〇〇番〇、田、670㎡、合計8,893㎡。使用貸人、越谷市、〇〇〇〇。使用借人、草加市、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、農地改良。

こちらナンバー5—1から5—5につきましては、先ほど利用権設定後、ブルーベリーの生産性を向上させるために農地改良工事の許可をお願いするものでございます。こちらは、農地改良後に利用権設定で下野市の株式会社〇〇〇〇がブルーベリーを耕作するための予定でございます。仕上がりにつきましては、埼玉県が定めております農地改良許可の基準を満たしており、周辺農地への影響を及ぼすことはないと思われまます。また、こちら盛土に伴いまして地元住民の方に譲受人であります株式会社〇〇〇〇が説明会を行っていただけるといふ形のほうも伺っております。

場所については、大字大塚地内の〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、議案第3号の5—1から5—5、併せて議案第4号のナンバー1からナンバー5番まで、調査報告を〇〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 調査依頼がありましたので、調査いたしました。4月20日火曜日に、越谷市の〇〇〇〇様に電話しまして聞きましたら、耕作できないということで、この〇〇〇〇〇に貸すということになったそうです。そして、この調査5項目に関しては、何の問題もありませんでした。

そして、草加市の〇〇〇〇〇さんについては、事務局の説明どおりで、農地改良するに当たって近所に説明会はしますかと聞きましたら、説明会はいたしますということでした。

それから、〇〇〇〇〇へは、電話で聞いたのですけれども、従業員〇人で農作業に従事し、近くの越谷市と草加市に住む従業員は、現地に通ってブルーベリー栽培をやるということでした。

以上です。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この案件につきましては、事前に私と〇〇〇〇〇委員、また推進委員であります〇〇〇〇〇委員さんと事前打ち合わせをさせていただきます。もちろん事務局も入っているのですが、やむを得ないかなということで、その時点ではご了解をいただいております。併せてご報告を申し上げます。

それでは、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。議案第4号を先に、5—1から5—5。

はい、どうぞ。

○**農業委員 4 番** ちょっと聞きたいのですけれども、3年も4年も草だらけになっていて、周りからもいろいろな話が出ており、問題があるところだと思っています。農地改良ですから、県の条例に基づいて、先ほどもありますけれども、やるわけなのだけれども、先ほど住民に説明するというお話があったのだけれども、これはやはり住民に説明してから案件を出したほうがいいのではないかと思います。周りの住民の方も今まで草だらけで迷惑を被っているのだから、ある程度周りの人の理解を得てから審議したほうがいいと思います。

以上です。

○**会長** ○○○○委員さんの私へのご意見ということでよろしいでしょうか。

今日は議案として既に提出をさせていただいてございますので、今日の審議ということでご理解をいただきたいと思っております。これ多分盛土をするための現地説明会をおっしゃっている。当然これが5月7日に県農業会議の常設委員会、○○○○委員さんも常設委員になっていただいておりますが、私もそちらにリモート参加で来月出る予定でありますので、常設委員会にも関わる案件でございます。それには先に農業委員会で採決しないと常設委員会にもかかりませんので、ここで今日は審議をさせていただいているという状況でございます。ご理解をいただきたい。

○**農業委員 4 番** もう少し考えて。住民に説明してから、聞きに行ったらそういうふうに回答だから。

○**書記** ○○委員さんのご質問で、事前に地元説明会をするべきではないかというご意見をいただきました。こちらは農地法5条の申請が上がっておりまして、申請内容につきましては、書類が整っており、内容に不備がないこと。また、農地転用申請を上げるに当たって、地元説明会をなささいということは義務づけられているものではございません。ですので、この場合は事前というよりは、許可が下りた後になるのだと思いますが、そこで施工業者の草加市の○○さんから地元の説明をさせていただいて、こういう形でやるのですよという説明会になるのかなと思っております。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明で。

○**農業委員 4 番** それだと事後の説明になってしまうよね。やっぱりあれ、何が始まったのだらうと、地元住民、近くに住宅もあるし、いろいろ農家住宅もあるし、そういったところにある程度理解を示してもらったほうが普通ではないかと思っております。現場なのだから。近くに住んでいる人がいっぱいいるので、そういうことをちゃんと説明してから始まったほうが、何も知らないであそこでトラックが出入りして、泥がいっぱい集まってきたと。ちゃんと現場、地域の住民に知らしめてからのほうが私はいいのではないかなと思っております。

○**会長** 調査報告で○○○○委員が確認をさせていただいた結果、説明会をやっていただけるということでございますので、事務局が説明したとおり既に書類関係等は全て上がってございまして、許可要件はそろっているということでございます。ですから、事前に先ほども私と○○○○推進委員と○○○○委員、事務局と事前協議もしてございます。慎重に事務を続けていきたいというふうな感じでございますので、この案件が通りませんと、逆訴訟もあり得るということで考えていただけないと、もちろん埋立てをして、それから作付という形になりますので、ご理解をいただければなという感じがします。

この件につきましては意見でございますので、採決に移ります。

議案第3号、5—1から5—5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（多数）〕

○**会長** 賛成多数。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー1からナンバー5の質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第4号、ナンバー1からナンバー5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長 賛成多数。

可決承認といたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

内容につきましては、こちら埼玉県農林公社へ貸し出される土地についての配分計画となっております。簡単にご説明いたしますと、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が1万9,979㎡、株式会社〇〇〇が2,774㎡を配分され、耕作する予定となっております。事務局といたしましては、こちらは妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第5号、ナンバー1からナンバー21、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

順次お願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1—1、下高野佐内新田裏〇〇〇〇、田、2,178㎡。同じく1—2、〇〇〇〇—〇、田、1,986㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇〇—〇、田、99㎡。ナンバー1—4、同じく〇〇〇〇—〇、田、119㎡。ナンバー1—5、同じく〇〇〇〇—〇、田、834㎡。ナンバー1—6、同じく〇〇〇〇、田、1,282㎡。ナンバー1—7、同じく〇〇〇〇、田、1,282㎡。ナンバー1—8、同じく〇〇〇〇、田、1,510㎡。ナンバー1—9、同じく〇〇〇〇、田、1,038㎡。ナンバー1—10、同じく〇〇〇〇、田、965㎡。

ナンバー1—11、同じく〇〇〇〇、田、978㎡。ナンバー1—12、同じく〇〇〇〇、田、978㎡。ナンバー1—13、同じく〇〇〇〇、田、1,818㎡。ナンバー1—14、同じく〇〇〇〇、田、733㎡。ナンバー1—15、同じく〇〇〇〇—〇、田、916㎡。ナンバー1—16、大字杉戸舎人〇〇〇—〇、田、1,258㎡。ナンバー1—17、同じく〇〇〇、田、1,176㎡。ナンバー1—18、同じく〇〇〇、田、829㎡。ナンバー1—19、大字並塚〇〇〇〇、田、1,165㎡。ナンバー1—20、同じく〇〇〇〇、田、308㎡。ナンバー1—21、同じく〇〇〇〇、畑、1,301㎡。合計で2万2,753㎡。賃貸人は行田市公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、才羽、〇〇〇。こちらは、令和3年3月29日付で受け付けております。

続きまして、専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、大字本郷東中〇〇〇—〇、畑、0.88㎡。同じく1—2、〇〇〇—〇、畑、290㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇—〇、畑、39㎡。ナンバー1—4、同じく〇〇〇—〇、畑、146㎡。ナンバー1—5、同じく〇〇〇—〇、

畑、397㎡。合計で872.88㎡。申請人は本郷、〇〇〇〇〇、持分は2分の1でございます。同じく〇〇〇〇、こちらも持分2分の1。転用目的は資材置場と駐車場に利用するためでございます。こちら令和3年3月19日付で受け付けております。

1枚めくっていただきまして、専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地1丁目〇〇〇—〇、畑、76㎡。譲渡人、杉戸2丁目、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。譲受人、東京都足立区、〇〇〇〇。転用目的は自己用住宅でございます。こちら令和3年3月15日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、杉戸2丁目〇〇〇〇—〇、田、211㎡。譲渡人、複数名おるのですけれども、まず千葉県酒々井町、〇〇〇、東京都練馬区、〇〇〇〇、千葉県我孫子市、〇〇〇、東京都葛飾区、〇〇〇〇〇、東京都葛飾区、〇〇〇〇〇、千葉県我孫子市、〇〇〇でございます。譲受人は幸手市の〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は資材置場でございます。こちらは令和3年3月15日付で受け付けております。

ナンバー3—1、清地4丁目〇〇〇—〇、田、802㎡。ナンバー3—2、同じく〇〇〇—〇〇、田、507㎡。合計で1,309㎡。譲渡人、群馬県前橋市、〇〇〇、持分は3分の1でございます。次に、清地1丁目、〇〇〇〇、同じく持分3分の1。最後の1名が倉松4丁目、〇〇〇〇、持分3分の1。譲受人は倉松4丁目、〇〇〇〇。転用目的は駐車場でございます。こちらは令和3年3月24日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー4—1、清地4丁目〇〇〇—〇、田、802㎡。ナンバー4—2、同じく〇〇〇—〇〇、田、507㎡。合計1,309㎡。譲渡人、先ほどと同じなのですが、倉松4丁目、〇〇〇〇、持分3分の1。清地1丁目、〇〇〇〇、持分3分の1。群馬県前橋市、〇〇〇、持分3分の1。譲受人は群馬県前橋市、〇〇〇。転用目的は駐車場でございます。こちらは令和3年3月24日付で受け付けております。

ナンバー5—1、清地4丁目〇〇〇—〇、田、802㎡。ナンバー5—2、同じく〇〇〇—〇〇、田、192㎡。合計994㎡。譲渡人、先ほどの2件とまた同じなのですがすけれども、群馬県前橋市、〇〇〇、持分3分の1。倉松4丁目、〇〇〇〇、持分3分の1。清地1丁目、〇〇〇〇、持分3分の1。譲受人、清地1丁目、〇〇〇〇。転用目的は駐車場でございます。こちらも令和3年3月24日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を〇〇副会長によろしくお願いします。

○副会長 それでは、これをもちまして第4回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、5月25日火曜日、15時より第1庁舎3階会議室を予定しております。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年4月26日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男

署 名 委 員 倉 持 登